

東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱

(平成 15 年 3 月 6 日 区長決定)
(平成 16 年 3 月 25 日 一部改正)
(平成 17 年 3 月 28 日 一部改正)
(平成 26 年 12 月 5 日 一部改正)
(平成 30 年 3 月 9 日 一部改正)
(令和 3 年 3 月 2 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区が、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、東京都板橋区管理通路条例(平成 7 年条例第 16 号)、東京都板橋区公共溝渠管理条例(昭和 28 年条例第 23 号)等に基づき管理する道路(水路、通路及び道路以外の公共物を含む。以下同じ。)で、その敷地の所有権を板橋区が有しないもの(板橋区が道路の敷地として無償使用することについて土地所有者の承諾を得ている土地等をいう。以下「管理道路」という。)に係る区域確認事務を適正かつ効率的に執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路管理区域確認 管理道路と管理道路に隣接する土地(以下「申出地」という。)について区域境を書面に表し、関係土地所有者が署名捺印することにより確認することをいう。
- (2) 道路管理区域図 道路管理区域確認において確認した区域境を表した書面で、関係土地所有者が署名捺印したものをいう。
- (3) 道路管理区域確認書 道路管理区域確認された道路管理区域図添付の書面により構成されたものをいう。
- (4) 実務取扱者 申出者が指定した道路管理区域確認に係る事務を代行し、土地の測量、図面の作成等の能力を有するものをいう。

(道路管理区域確認の実施)

第 3 条 板橋区長(以下「区長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは道路管理区域確認を行うものとする。

- (1) 土地所有者から区長に対し、道路管理区域確認の申出(以下「申出」という。)があり、第 8 条の規定により申出書を受理したとき。
- (2) 国、地方公共団体、国又は地方公共団体の外郭団体等が公共事業を施行するため、道路管理区域確認をする必要が生じた場合で、当該団体等から

申出があったとき。

- (3) 区長が道路を管理していくうえで、道路管理区域確認をする必要が生じたとき。

(申出者の範囲等)

第4条 前条第1号の申出をすることができる者は、申出地の土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 申出地の土地所有者が法人の場合 当該法人の代表者とする。なお、法人が解散等している場合は、その清算人又は管財人等とする。
- (2) 申出地の土地所有者が死亡している場合 法定相続人全員とする。ただし、遺産分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等により土地の権利者が確認できるときは、当該土地の権利者とする。
- (3) 申出地が信託財産登記された信託財産である場合 委託者及び受託者両者の共同申出とする。なお、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者とし、信託原本等に特別な定めがある場合は、その内容に従った者とする。
- (4) 申出地の土地所有者が未成年者の場合 親権者(法定代理人)とする。
- (5) 申出地の土地所有者が成年被後見人等の場合 成年後見人等(法定代理人)とする。
- (6) 申出地が共有地の場合 共有者全員とする。
- (7) 申出地の現況又は地目が境内地又は墓地等の場合 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第23条に基づく規則で定めるものとする。

なお、宗教法人の規則に別段の定めがない場合は責任役員の議決により定めた者とする。

(代理人)

第5条 土地所有者(前条各号に定める者を含む。)から委任を受けた者(以下、「代理人」という。)が土地所有者に代わって申出、立会、確認を行う場合は、委任状及び委任者、代理人それぞれの印鑑証明書を添付する。ただし、委任状に代理人の使用印が明示されている場合は、代理人の印鑑証明書を必要としない。委任状は、委任内容を明確にしなければならない。

- 2 現地での区域確認立会い・区域確認協議に関する権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出する。

(実務取扱者)

第6条 申出者は、実務取扱者に、道路管理区域確認に必要な実務を申出者に代わって行わせることができる。

(申出)

第7条 第4条に該当する者が、道路管理区域確認の申出をしようとする場合には、「道路管理区域確認申出書」(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。なお、申出地の全部事項証明書に「差押」かつ「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付する。

- (1) 全部事項証明書(土地)
- (2) 印鑑証明書・資格証明書
- (3) 相続を証する書面(第4条第2号の場合)
- (4) その他必要書類
- (5) 土地所有者調査書
- (6) 地図(公図)写し
- (7) 現況実測平面図
- (8) その他参考資料
- (9) 案内図

(申出書の受理)

第8条 区長は、申出があったときは申出書の記入事項及び添付書類を審査し、申出図書が揃ったときに申出書を受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申出書を受理しない。

- (1) 第4条の要件を欠く場合
- (2) 申出地について現に訴訟が係属中である場合
- (3) 申出地と管理道路が隣接していない場合
- (4) 申出地と管理道路との区域の境を特定する資料がない場合(板橋区が道路の敷地として無償使用することについて、所有者の承諾を得ている箇所を除く。) ただし、土地境界確定申出に併せて行う場合は、受理する。

(申出事項変更届)

第9条 申出書の受理後、申出記載事項に変更があった場合は、「申出事項変更届」(別記第2号様式)を提出する。この場合、印鑑証明書、住民票、資格証明書、登記事項証明書、公図等の変更事項を確認できる書類を添付する。

2 申出書の受理後、土地所有者に変更があった場合は、「土地所有者変更届」(別記第3号様式)を提出する。この場合、印鑑証明書、住民票、資格証明書、登記事項証明書、公図等の変更事項を確認できる書類を添付する。

(道路管理区域境の立会い)

第10条 申出者は、立会日時について、関係土地所有者に連絡しなければならない。この場合において、関係土地所有者に対し文書による通知の要望があるときは、区長は「道路管区域確認のための立会いについて」(別記第4号様式)により通知することができる。

(道路管理区域図の作成及び提出)

第 11 条 申出者は、区長が別に定める道路管理区域確認図作成方法に基づき道路管理区域図を作成しなければならない。

- 2 申出者及び関係土地所有者は、道路管理区域図に立会場所、土地の地番、住所、氏名、立会年月日及び確認年月日を記入し押印する。ただし、遠隔地にいるなどの理由で道路管理区域図に署名捺印することが困難な場合は、「確認書」(別記第 5 号様式)に、道路管理区域図の写しを添付して契印したものの提出をもって、これに代えることができる。
- 3 申出者は、関係土地所有者から署名捺印による合意を得た道路管理区域図(原図)とその写し(道路管理区域確認書に必要な部数+1部)を区長に提出しなければならない。
- 4 申出者は、関係土地所有者から道路管理区域確認を得た確認書(原本)とその写し(道路管理区域確認書に必要な部数+1部)を区長に提出しなければならない。

(道路管理区域図の現地確認)

第 12 条 申出者は、前条の道路管理区域図を提出する前に、現地で区長の確認を受けなければならない。

(申出事案の決定)

第 13 条 区長は、申出者から道路管理区域図(原図)及び確認書(原本)の提出があった場合は、これを道路管理区域確認申出事案(以下「申出事案」という。)として文書で決定する。

(道路管理区域確認書の交付)

第 14 条 前条の規定により申出事案が決定したときは、区長は申出者及び関係土地所有者に道路の区域境を確認した旨の「道路管理区域確認書」(別記第 6 号様式)を交付する。

(申出書の取下げ)

第 15 条 申出者は、申出書を取り下げる場合は、「道路管理区域確認申出書の取下げ書」(別記第 7 号様式)を提出しなければならない。

(確認不調事案、確認不能事案の処理)

第 16 条 申出書の受理後、原則として 3 か月を経過しても現地における立会いが終了していない場合は、確認不調事案として処理する。

- 2 現地における立会いが終了した後、原則として 2 か月を経過しても申出者から第 11 条に定める道路管理区域図が提出されない場合は、確認不調事案として処理する。
- 3 現地における立会いにおいて確認した結果、道路管理区域確認について合

意に至らなかった場合は、確認不調事項として処理する。

- 4 申出書の受理後、申出者が第 4 条に定める申出をすることができる者の要件を欠くこととなったときには、確認不能事案として処理する。

(書類の保存及び管理)

第 17 条 道路管理区域図は、電子データ化し保存する。

- 2 道路管理区域確認に係る完結文書は長期保存文書として保管する。

(国、地方公共団体等からの申出による道路管理区域確認)

第 18 条 第 7 条から前条までの規定は、第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する申出があった場合における道路管理区域確認について準用する。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、別に土木部長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 板橋区道境界確認事務取扱要綱(平成 10 年 4 月 1 日区長決定)の第 1 号様式の 2 による道路管理区域確認申請書は、平成 15 年 6 月 30 日まで受理することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 板橋区への国有財産譲与手続きが完了した道路管理区域確認申請は、土地境界確認申請があったものとみなす。
- 3 この要綱改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第 1 号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 この要綱の改正前の第 1 号様式による申請は、平成 16 年 6 月 30 日まで受理することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第 1 号様

式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 3 この要綱の改正前の第1号様式による申請は、平成17年6月30日まで受理することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成27年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第1号様式から第5号様式用の紙で、現に残存するものは、平成27年3月31日まで取り繕って使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の一部改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第1号様式から第7号様式用の紙で申請を行い、現に道路管理区域確認協議を行っているものについては、改正後の様式と読み替えて協議を継続することができる。
 - 3 この要綱の一部改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第1号様式から第7号様式用の紙で、現に残存するものについては、取り繕って使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の一部改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第1号様式、第4号様式用の紙で申出を行い、現に道路管理区域確認協議を行っているものについては、改正後の様式と読み替えて協議を継続することができる。
 - 3 この要綱の一部改正前の東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱の第1号様式、第4号様式用の紙で、現に残存するものについては、取り繕って使用することができる。

(宛先) 板 橋 区 長

土地所有者
 住 所
 氏 名 実印
 電 話 ()

実務取扱者
 住 所
 氏 名 職印等
 担当者
 電 話 ()

道路管理区域確認申出書

私所有の下記土地と隣接する道路（道路水路等）の区域境（地図赤線の箇所）を現地で確認のうえ、道路管理区域の確認を申し出ます。

記

- 1 土地の所在・地番 板橋区 番
- 2 申 出 目 的 (1) 分筆 (2) 地積更正 (3) 売買 (4) 物納 (5) 贈与 (6) 建築確認
 (該当するものに○) (7) 開発許可 (8) その他 ()
- 3 添 付 書 類
- | | | |
|--------------------------|---|-----|
| (1) 全部事項証明書（土地） | } | 各1部 |
| (2) 印鑑証明書・資格証明書（法人による申出） | | |
| (3) 相続を証する書面（相続人による申出） | | |
| (4) その他必要書面 () | } | 2部 |
| (5) 土地所有者調査書 | | |
| (6) 地図（公図）の写し | } | 各1部 |
| (7) 現況実測平面図 | | |
| (8) その他参考資料 () | | |
| (9) 案内図 | | |

* 板橋区が管理する道路（水路・通路を含む）であることを確認のうえ申し出ください。
 この申出書では、道路敷地の無償使用承諾を受けている土地等についてのみの申出となりますので、事前に区の窓口で調査のうえ申し出ください。

課 長	文書主任	係 長	担 当	受 理	年 月 日
				東京都板橋区道路管理区域確認事務取扱要綱第8条規定に基づき申出書を受理します。	

(裏面に記載された注意事項を確認してください)

申出書の添付書類は、以下の事項に注意してください。

◎ 添付書類

(1) 全部事項証明書（土地）原本

発効日から**3か月以内**のものを添付してください。

全部事項証明書と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、**住民票・戸籍の附票・商業登記簿抄本・住居表示変更証明書**の「写し」等のいずれかの住所の沿革が判明できる資料を添付してください。

(2) 印鑑証明書・資格証明書 原本

発効日から**3か月以内**のもので、法人の場合は、印鑑証明書に加え、**代表者が確認できる資格証明書（履歴事項証明書、現在事項証明書、代表者事項証明書等のいずれか）**を添付してください。

(3) 相続を証する書面

相続人関係説明図を作成し、作成年月日、作成者氏名の記名押印のうえ添付してください。相続人が複数の場合は、別紙により**相続人全員**で申し出てください。

確認のため、被相続人からはじまる**戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書、裁定書等の写しと原本**を持参してください。原本は確認後お返しします。

(4) その他必要書面

① 未成年者、成年被後見人等の場合は、法定代理人を証する書面（写し）。

② 共有地の場合は、共有者全員の印鑑証明書（原本）。

③ 信託財産の場合は、委託者及び受託者を証する書面（写し）。受益者が設定されている場合は、受益者及び受託者を証する書面（写し）を添付する。

④ 差押、裁判所競売開始決定の場合は、債権者又は申立人の同意書（原本）。

⑤ 権利関係が複雑な場合は、当事者能力を有することを確認できる書面（写し）。

（例：破産管財人証明、その他裁判所の審判・判決・和解調書等）

写しの場合は、必ず原本を持参してください。原本は確認後お返しします。

⑥ ①～⑤以外の場合については、事前にご相談ください。

（例：申出地の現況又は地目が境内地又は墓地の場合等）

(5) 土地所有者調査書

申出地の両隣及び道路水路等を挟む反対側の土地（既確定の場合も含む）及び道路敷地等につされた土地の土地登記簿を調査し、下記にもとづき土地所有者調査書を作成し添付してください。

なお、登記簿と住民登録の住所が相違する場合は、両方記入してください。

土地所有者調査書（申出者から順に）調査年月日 年 月 日
調査者氏名 印

土地所在	地番	地目	地積	登記年月日	所有者名	土地登記簿の住所

(6) 地図（公図）写し

法務局（登記所）備付けの地図（以下「公図」）で発行から**3か月以内**の「原本」又は「原本を写したもの」を添付してください。

公図に、町名、縮尺、方位、法務局名の記載がある事を確認し、(5)で調査した土地所有者名、調査年月日を記入したうえで、**調査者氏名の記入と押印**をしてください。

調査者の氏名と押印は、法務局登記官公印のある公図（原本）の場合は不要です。

申出地の箇所を赤色で表示し、近隣に参考となる土地境界図等がある場合は、その確定・確

認箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入してください。

インターネットサービスにより取得した場合は、縮尺が正確となるよう印刷してください。

合成公図を作成した場合は、合成前の公図（1部）の提出をお願いします。

(7) **現況実測平面図**

平面図は、申出地を含む周辺の道路水路等の現況（L型溝、ブロック塀、境界石等）を測量し、現況幅員、土地の地番、方位等を記入した現況実測図（縮尺 1/250 を標準）を作成し、調査年月日、調査者氏名を記入のうえ押印してください。

また、近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その境界点、延長、幅員等を記入してください。

(8) **その他参考資料**

必要に応じて、旧公図写し地積測量図等を添付してください。

また、参考となる資料や図面等がありましたら、その名称を申出書の表に記入し、その写しを添付してください。

(9) **現地案内図**

地図等の案内図を添付してください。申出箇所には赤色で表示してください。

◎ **申出書の取り扱い**

申出書の受理後に、次の事項に該当する場合は、確認不調・確認不能として処理いたします。

- (1) 申出書受理後、申出者の要件を欠くことになった場合。
- (2) 申出書受理後、原則として3か月を経過しても現地立会いが終了しない場合。
- (3) 立会い終了後、原則として2か月を経過しても道路管理区域図の提出がない場合。

◎ **道路管理区域図の現地確認**

道路管理区域図（下図）にもとづき、現地に標示された区域点や引照点等の距離及び角度を実務取扱者の方に実測していただき、所定の誤差範囲であるかどうか確認させていただきます。

◎ **土道路管理区域図及び複写図の提出**

現地確認終了後に、道路管理区域図作成方法に基づき道路管理区域図を作成し、道路管理区域図（原図）とその写しを提出していただきます。

写しの提出部数は、道路管理区域図確認書交付に必要な部数+1部です。

◎ **道路管理区域図の取扱い**

提出いただいた道路管理区域図については、個人情報情報を削除したうえで、土木部管理課窓口にて道路敷地の無償使用承諾を受けている土地の証明用図面として使用します。

◎ **申出書の提出先及び問合せ先**

〒 173-8501

東京都板橋区板橋二丁目6番1号 南館5階

板橋区 土木部 管理課 境界確定係

電話 03-3579-2507 (ダイヤルイン)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

申出者

住所

氏名

実印

電話 ()

申 出 事 項 変 更 届

この度、当初申出書の記載事項のうち ()
について変更しましたので 関係書類を添えて届けます。

記

1 変更前

2 変更後

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

5 提出書類 印鑑証明書、資格証明書(法人)、全部事項証明書(土地)
地図(公図)等、変更事項の確認ができるもの

6 文書番号 板土管道第 号

課 長	文書主任	係 長	担 当

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

新土地所有者

住所

氏名

実印

電話 ()

土地所有者変更届

この度、別添の書類のとおり下記土地の所有権を取得しましたので、前所有者が提出した「道路管理区域確認申出書」により、引続きの手続きをお願いいたします。

記

1 土地の所在・地番 板橋区 番

2 前土地所有者

3 所有権変更登記年月日 年 月 日

4 提出書類

①印鑑証明書、資格証明書 (法人)

②全部事項証明書 (土地) 等

③その他 (参考資料)

各1通

5 文書番号 板土管道第 号

課 長	文書主任	係 長	担 当

板土管道第 号の
年 月 日

様

板橋区土木部管理課長

道路管理区域確認のための立会いについて

板橋区 番 の土地所有者 様から、
板橋区が管理する道路（通路・水路）の区域確認の申出があり、現地において
立会いを行なうことになりました。

つきましては、あなたの所有する下記土地との境界について確認が必要とな
りましたので、お手数ですが立会いをお願いいたします。

また、立会いの参考となる図面等がありましたら当日ご持参くださるようお
願いいたします。

記

- 1 立会場所 板橋区 番
- 2 立会日 年 月 日
- 3 立会時間 午前・午後 時 分

連絡先 〒173-8501
板橋区板橋二丁目6番1号
板橋区土木部管理課境界確定係
電話 03(3579)2507
担当

(宛先) 板橋区長

土地所有者

住所

氏名

印

確 認 書

私が所有する下記土地と、隣接する板橋区が管理する道路（水路・通路）との区域の境界は、別添書面に表示のとおり確認します。

記

- 1 土地所在・地番 板 橋 区 番
- 2 立 会 日 年 月 日
- 3 署名捺印日 年 月 日

注意：別添書面と契印をお願いします。

板土管道第 号の
年 月 日

様

板橋区長

印

道路管理区域確認書

現地において立会いを行ったあなた様の下記土地と板橋区が管理する道路（水路・通路）との区域の境界は、別添道路管理区域図(写)のとおり確認いたしました。

記

土地所在・地番

板橋区

番

注意：本書と別添の道路管理区域図（写）との契印のないものは無効です。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所

氏名

実印

道路管理区域確認申出書の取下げ書

年 月 日付けで提出しました、私の所有する下記土地と、これに隣接する板橋区が管理する道路（水路・通路）との道路管理区域確認申出書は、都合により取り下げます。

記

土地所在・地番

板橋区

番